

1 1 回
令和 6 年第 総 会
1 2 月

白井市農業委員会会議録

令和 6 年 1 2 月 5 日 開会

令和 6 年 1 2 月 5 日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年12月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 3名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 令和6年度第7次農地利用集積計画の決定について

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月19日木曜日
- ・事前審査会(案) 12月26日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 1月7日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

今月は農業者年金の加入推進活動、大変御苦労さまでございました。

また、ここでちょっと乾燥し始めて、インフルエンザがはやっているという情報も入っておりますので、体調面には十分注意していただいて、農作業のほう、しっかりやっていただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年12月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番岩井聡明委員、1番海老原菊夫委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局の今井です。

それでは、1 ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、十余一字清戸道東の1筆です。

地目は畑。

地積は740平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は贈与による所有権移転です。

2番、復字坂ノ下の3筆です。

地目は畑。

地積は合計で1,069平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権設定です。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 1班、班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、義務者の代理人として、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラ1台、散布機1台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が4人で、2人農業に従事しています。
年間従事日数ですけれども、240日。
技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農用上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

番号2番。

調査報告を申し上げます。

審査資料は2番です。

当日は、義務者の代理人として、権利者御本人が出席されました。
申請地は、市役所から南へ約2キロメートルに位置しております。
申請地の現状についてですが、耕作されております。
進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。
権利者の所有している主な農機具は、現状ありませんが、将来的に導入する予定はあるそうです。

労働力は、世帯員が3人で、3人とも農業に従事しています。
年間従事日数ですけれども、200日です。

また、周辺地域における農地等の農用上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区、推進委員の松丸です。

内容については、班長の説明のとおりでございますが、権利者と連絡が取れまして話ができましたので、報告させていただきます。

義務者は、権利者のおじに当たるということです。

今回の申請の圃場ですが、耕作も何年も行っておりませんで、義務者も自宅から、かなり離れているということから、今後も管理が難しいということで、長年、除草等

の管理をしてもらっていましたが権利者に贈与することになったそうです。

権利者については、今後の耕作については、現在、果樹、梨、ブルーベリーと露地野菜を栽培しており、技術的にも問題がありません。

以上です。

中 村 会 長 2 番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井、復担当の、推進委員の秋本です。

ただいま、海老原班長さんから報告がありましたとおりですので、特に補足になるかどうか分かりませんが、義務者の方に、資料の 2 の、長年にわたってとのことで、付き合っていたという部分で確認しましたがけれども、数十年ぐらいのことですということ、特に問題ないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

岩 井 委 員 2 番目の案件ですけれども、こちらのほうは生産したものは自己消費ということで、当面は販売する予定がなく、自身で消費することを考えているということなのでしょうか。

秋本善久委員 はい。

岩 井 委 員 これ、販売予定は当面はなく、自己消費することなののでしょうか。

秋本善久委員 はい。当面は自己消費することになると思います。

岩 井 委 員 分かりました。

中 村 会 長 よろしいでしょうか。

岩 井 委 員 はい。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。

1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を許可することに可決いたします。

2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について。

白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので提出いたします。

令和6年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

白井市長からの依頼文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）です。

1番、神々廻字宮前の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は5,292平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容は露地野菜、期間が15年です。

利用権設定を受ける者は記載のとおりです。

農地中間管理機構は、公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積はなく、この方は新規就農者になります。

以上でございます。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 2班、班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

審査資料は3番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3キロメートル。
申請地の現状についてですが、管理されており、きれいな状態です。
進入路については、市道により確保されております。

次に、主な農機具については、義務者及び現在勤務している農園より借りている状況です。今後は、制度資金の借入れにより農機具をそろえる予定です。

労働力は、権利者1名です。

年間従事日数は、261日。

農業法人に勤務し、技術力と本人の意欲もあります。

また、周辺地域における農地等の農用上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、問題ないものと判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

本人に電話して、いろいろと聞きました。

農業に興味を持ったのは高校2年生からということでした。その後、自分でやりたいと思い、農業大学を卒業して、農業をしたいと本人の意思が固く、これからも意欲はあると思います。将来的には白井市に住みたいということでしたので、問題ないかと思います。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定についてを採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、5ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字富士字南園の2筆です。

地目は畑。

地積は、2筆合計で8,474.96平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は所有権移転で、特定建築条件付売買予定地とするものでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 2班、班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

資料は4番です。

当日の出席者は、権利者の従業員と義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より南西へ約3.5キロメートル。

進入路は、確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、建築条件付売買予定地です。

現在、義務者は耕作できる状態ではなく、申請地は休耕中です。

次に、一般基準ですが、本申請は建築条件付売買予定地ということで、申請面積は8,474.96平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では、周囲にコンクリートブロック塀を設置し、土砂の流出を防止し、工事期間中は誘導員を配置し、工事車両の出入りには十分注意して行う計画となっております。

汚水排水については、合併浄化槽により処理し、新設道路側溝へ放流します。

この計画を隣接土地所有者に確認したところ、問題ないとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障をきたすことはないものと思われます。

また、申請地は農振農用地ではありません。

義務者が農地を管理できる状態ではないとの理由もあり、必要性においても認められ、併せて許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いいたします。

伊藤 治委員 富士地区担当推進委員、伊藤です。

義務者のお孫さんから電話で話を伺いました。

申請地は、数年前まで義務者本人が耕作しておりましたが、現在施設に入居をされておられることで、また、後継する親族がいないため、義務者の意向で申請に至ったとのことです。

また、隣接する農地についても、先々は同様な考えだそうです。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 3 号農地法第 5 条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1 番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請について、1 番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第 4 号 令和 6 年度第 7 次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、6 ページを御覧ください。

議案第4号 令和6年度第7次農用地利用集積計画の決定について。
白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年度第7次農用地利用集積計画案の協議がありましたので提出いたします。

令和6年12月5日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
続きまして、7ページを御覧ください。
白井市長からの協議文になります。

続きまして、8ページを御覧ください。
令和6年度第7次農用地利用集積計画一覧表（案）です。
1番、神々廻字新駒の1筆です。

地目は田です。
利用権設定面積は69平方メートルです。
設定する権利は、種類が賃借権。
内容が畑作、期間が5年です。
利用権を設定する者は記載のとおりです。
利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。
経営面積は65アール、こちら更新になります。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については、事前審査の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

また、今回は全て更新ですので、地区担当委員の補足説明もございません。
続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号令和6年度第7次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第4号 令和6年度第7次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、9ページを御覧ください。

議案第5号、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和6年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、富士字栄の1筆です。

地目は畑、現況も畑です。

面積は5,273平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請のためです。

10ページから12ページが市長からの依頼文と委員の皆さんへの通知文になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号生産緑地法第13条の規定による生産緑地取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認をいたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて、買取希望者なしということで、市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、13ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

14ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出になります。

専決処分につきましては以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項等の（2）、
その他で、1月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが12月19日木曜日。

事前審査会が12月26日木曜日。

担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会は令和7年1月7日火曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人